

番 号 : 151008

国 名 : ボリビア

担当部署 : 農村開発部 農業・農村開発第一グループ 第二チーム

案件名 : サンタクルス県農牧振興アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : アドバイザー業務
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016年1月上旬から2017年12月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 1. 45 M/M、現地 16. 5 M/M、合計 17. 95 M/M
- (3) 業務日数 :

期間 (日数)								
準備期間	第一次派遣	第一次国内作業	第二次派遣	第二次国内作業	第三次派遣	第三次国内作業	第四次派遣	整理期間
5日	135日	9日	120日	5日	120日	5日	120日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 12月9日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等

- ①業務実施の基本方針 20点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 6点
- #### (2) 業務従事予定者の経験能力等
- ①類似業務の経験 28点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 12点
 - ③語学力 14点

- ④その他学位、資格等 3点
 ⑤業務従事予定者によるプレゼンテーション 17点
 (計100点)

類似業務	農業振興（特に農産加工・流通）に係る各種業務
対象国/類似地域	ボリビア/全途上国(本邦含む)
語学の種類	西語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
 (2) 必要予防接種：黄熱（入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要）

6. 業務の背景

ボリビアにおける農牧林水産業は GDP の 14% を占め、国内雇用の 32% を創出する主要産業である。中でも東部平原地域に位置するサンタクルス県は、温暖な気候、広大な耕作地面積（国内耕作地面積の 60% を占める）、活発な民間投資等で農業生産基盤の優位性を持つ国内屈指の農業生産拠点となっている。我が国は、これまで同県に対し 1970 年代より継続的に支援を行い、畜産、稲作、果樹分野の基礎研究で大きな成果を上げ、農業試験場等で同成果が基となった活動が現在も継続されている。また、同県には国内市場で大きなシェアを占める農産物（大豆、コメ、鶏卵、畜産、マカデミア等）を生産する日系移住地の協同組合も存在する。

サンタクルス県は、農産物の市場競争力強化を目的として、2015 年までの開発計画を策定し、生産性向上、市場流通構造の効率化、輸出実績のある農作物の生産・加工体制の強化を計画の柱としている。また、ボリビア政府は、「農牧水産業におけるコミュニティ・生産改革法」（2011 年）で選定した戦略的農産物 11 品目（コメ、養鶏、畜産、野菜、砂糖、キヌア等）の生産・加工を重視した取り組みを提唱している。他方、国内では高い農業生産高を有する同県ではあるものの、①国内市場の需要量にも十分対応しきれない不安定な生産能力及びばらつきの多い農産物の品質、②集荷・貯蔵・加工施設の不足及び非効率な流通システム、③十分確立できていない販路及び市場情報の入手・分析能力などの課題がある。その結果、国内市場では外国産の農作物（及び農産加工品）が大量に流入し、国産の農作物は十分な競争力を有していない状況にある。

このような状況下、ボリビア政府は、2014 年 8 月、サンタクルス県で生産される農産物のうち、比較優位性の高い農産物の特定、及び同農産物に関するバリューチェーンの分析と市場価値を高めるために必要な事業計画の策定等を目的とした協力（専門家派遣）を我が国へ要請した。さらに、同政府は、2015 年 8 月、当該農作物を対象に、生産・加工・流通体制の強化、及び地域特性を活かした農産加工品のブランディング化に係る技術協力プロジェクトも我が国へ要請した。

7. 業務の内容

本業務従事者はサンタクルス県において県庁、日系生産者団体、他ドナー等現地関係機関と調整・連携しつつ、国内・国外市場において比較優位を有するサンタクルス県（特に日系移住地）にて生産される農産物を特定し、日本の強み（日本のこれまでの協力成果やリソース）を活かした農産物のバリューチェーン（生産・加工・流通）の分析を通じて強化策を策定すると同時に、要請済みプロジェクトの具体化を行うことが目的である。また、上記過程を通じ、中・長期での当該セクター開発への効果的アプローチに関し、サンタクルス県及び JICA 双方への政策提言を行う。

具体的な業務内容は以下のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2016 年 1 月上旬)

- ① ポリビアで JICA が実施した完了済みプロジェクトの資料分析、ポリビア事務所がサンタクルス県庁と共に実施・整理した調査報告書の分析、他国にて実施された類似プロジェクトに関する情報収集・分析を行い、現地での円滑な業務遂行に向けた準備を行う。
- ② 全派遣期間に係るワークプラン（西文・和文）を作成し、JICA 本部中南米部南米課、農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チームへ提出の上、事前説明を行う。

(2) 第一次現地派遣期間 (2016 年 1 月中旬 ~ 2016 年 5 月下旬)

① 【ワークプランの作成・協議】

現地業務開始時に JICA ポリビア事務所及び C/P 機関にワークプランを提出、業務内容の確認を行う。

② 【現地業務費の積算・受け取り・支出及び精算】

ワークプランに基づき、2015 年度・2016 年度の年間活動計画（現地活動費）を策定し、現地業務開始後 速やかにポリビア事務所長へ申請する。ポリビア事務所長により承認された年間活動計画に基づき、臨時会計役として現地業務費の受け取り、支出、精算を「善良な管理者の注意義務」をもって執り行う。

③ 【ローカルコンサルタントの TOR 案作成】

本業務に関わる各種情報収集・分析、調査実施、関係者との調整等にかかる補佐を行うローカルコンサルタントを 2017 年 12 月まで傭上する予定である。右ローカルコンサルタントの TOR を JICA ポリビア事務所と協力して作成する。なお、ローカルコンサルタントの傭上は JICA ポリビア事務所が行い、ローカルコンサルタントは、JICA ポリビア事務所の指示・監督に基づいて、本業務従事者と協力して業務を行う。本業務従事者はポリビア事務所と一体となったローカルコンサルタントの業務管理を行う。

④ 【既存情報に基づくバリューチェーン分析の詳細化①（～2016 年 3 月末を目途）】

ポリビア事務所は、サンタクルス県での生産の比較優位を有する農産物の基本情報収集・整理・分析、農牧業分野関連団体調査を在外専門調整員を中心に実施している（2015 年末調査報告書作成見込み）。同結果を基に、ローカルコンサルタントを活用して我が

国の協力優位性のある分野、協力の方向性等について、県庁・日系社会・ボ側関係機関・他ドナーと連携して調査・分析を進める。あわせて、日系生産者団体が生産・加工する農産物における課題の抽出と整理を行い、分析の詳細化を図る。また、C/P 機関および関係機関との関係づくりを強化することを目的に、課題に応じたワーキンググループを形成し、バリューチェーン分析の迅速化を図る。

⑤【関連協力機関（民間含む）における活動情報収集及び協力可能性の検討】
JETRO 等の協力関係機関との連携を通じ、選出された農産物の国内外における市場動向（市場政策・制度、需給・取引状況、消費者動向）に係る情報を収集・分析する。

⑥【バリューチェーン分析を踏まえた優先作物の選定】

④、⑤を踏まえ、日系生産者団体の強みを活かしつつ、市場価値を高めることが可能な潜在性の高い優先作物を 2～3 選定する。選定過程において、関係者とのワークショップを開催し、合意形成を図る。

⑦【2015 年度要請済み技術協力プロジェクトの具体化（～5 月上旬を目途）】

2015 年 8 月に要請がなされた地域特性を活かした農産加工品のブランディング化に係る技術協力プロジェクトに関し、上記④、⑤、⑥での分析を踏まえ、要請中の技術協力プロジェクトの協力内容の具現化およびサンタクルス県庁、JICA 関係各部との合意形成を図る。

⑧【C/P 機関における予算編成過程へのコンサルティング】

ボリビアの行政機関は、3 か月に一度、前年度に策定された予算計画の見直しを行う。そのため、第二次派遣以降に計画され先方 C/P の予算措置が必要となる事項については、当該現地活動期間中に C/P 機関に対しコンサルテーションを行い、予算措置改定の検討作業を行う。

⑨【第一次現地業務結果報告・連絡等】

(ア) 第一次現地派遣終了に際し、第一次現地業務結果報告書(西文)を作成し、C/P 機関、JICA ボリビア事務所に対し提出し、報告・説明する。

(イ) C/P 機関及び JICA ボリビア事務所と国内作業期間中の活動及び次回派遣についての打ち合わせを行う。

(3) 第一次国内作業期間 (2016 年 5 月 下旬 ～ 2016 年 7 月 下旬)

①第一次現地業務結果報告書(和文)を作成し、JICA 本部中南米部南米課、農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チームへ第一次現地派遣期間の業務進捗状況について報告を行うとともに、第一次国内作業期間及び第二次現地派遣期間の活動内容について説明を行う。

②第一次現地業務結果を基に日本が比較優位を有する分野・課題の分析を行う。

③第一次現地派遣活動中の分析を通じ整理されたニーズに基づき、日本側で将来的に当該セクター開発への協力可能性のある機関（民間・自治体等）との面談、ニーズ調査・課題分析を行う。面談・調査・分析結果については速やかに JICA 農村開発部及びポリビア事務所へ共有する。

(4)第二次現地派遣期間（2016年8月上旬～2016年11月下旬）

①【第二次現地業務ワークプランの作成・協議】

第二次現地業務開始時に JICA ポリビア事務所及び C/P 機関へ当該現地業務期間の活動内容について説明を行う。

②【現地業務費の積算・受け取り・支出及び精算】

ポリビア事務所長により承認された 2016 年度年間活動計画に基づき、臨時会計役として現地業務費の受け取り、支出、精算を「善良な管理者の注意義務」をもって執り行う。

③【既存情報に基づくバリューチェーン分析の詳細化②】

第一次現地派遣期間中に実施したバリューチェーン分析の詳細化及び第一次国内作業期間中に得られた日本側が比較優位を有するセクター分析結果をもとに、対象とする優先作物についてさらなるバリューチェーン分析の詳細化を図る。

④【現地関連産業・機関からの情報収集】

当該現地活動期間中に開催予定の展示会「Expo Cruz」（サンタクルス県庁の展示ブースも出展予定）に関し、県庁に対する準備・実施支援を通じて更なる関連産業・機関の情報収集・意見交換、ネットワーク強化を行う。

⑤【要請済み技術協力プロジェクトの具体化】

第一次現地派遣期間中に具体化を行う技術協力プロジェクトにつき、追加で必要な情報収集・分析を行う。また、仮に当該プロジェクトが採択された場合に 2016 年度中ごろに派遣予定の詳細計画策定調査のために必要な情報収集につき、協力する。

⑥【C/P 機関における予算編成過程へのコンサルティング】

ポリビアにおける行政機関は、通常 7 月～8 月にかけて、次年度の予算計画作成を行う。上記③の作業結果を踏まえ、2017 年度予算形成に関する C/P 機関へのコンサルテーションを行い、JICA 事業が実施促進されやすい環境づくりを行う。

⑦【関連する JICA 事業・プログラム策定への協力】

ポリビアにおける JICA 協力の重点地域の一つであるサンタクルス県において、過去の協力・ネットワークを活かし（再活性化し）つつ、今後実施する新規プロジェクトを含めたサンタクルス県の中・長期的バリューチェーン（生産・加工・流通）強化策に資する JICA としての一体的取り組みを検討・推進する。

⑧ 【第二次現地業務結果報告・連絡等】

(ア) 第二次現地派遣終了に際し、第二次現地業務結果報告書(西文)を作成し、C/P 機関及びボリビア事務所に提出し、報告・説明する。

(イ) C/P 機関及び JICA ボリビア事務所と国内作業期間中の活動及び次回派遣についての打ち合わせを行う。

⑤第二次国内作業期間 (2016 年 12 月上旬 ~ 2017 年 2 月中旬)

①第二次現地業務結果報告書(和文)を作成し、JICA 本部中南米部南米課、農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チームへ第二次現地派遣期間の業務進捗状況について報告を行うとともに、第二次国内作業の活動計画および第三次現地派遣期間の活動内容について説明を行う。

② 要すれば、第二次現地派遣期間までに発掘した日本企業や自治体との面談、ニーズ調査・課題分析等を行う。面談・調査・分析結果については速やかに JICA 農村開発部及びボリビア事務所へ共有する。

⑥第三次現地派遣期間 (2017 年 2 月中旬 ~ 2017 年 6 月中旬)

① 【第三次現地業務ワークプランの作成・協議】

第三次現地業務開始時に JICA ボリビア事務所及び C/P 機関へ当該現地業務期間の活動内容について説明を行う。

② 【現地業務費の積算・受け取り・支出及び精算】

ワークプランに基づき、2017 年度の年間活動計画(現地活動費)を策定し、現地業務開始後 速やかにボリビア事務所長へ申請する。ボリビア事務所長により承認された 2016 年度および 2017 年度年間活動計画に基づき、臨時会計役として現地業務費の受け取り、支出、精算を「善良な管理者の注意義務」をもって執り行う。

③ 【バリューチェーン分析結果に基づく中・長期でのバリューチェーン強化策に関する政策提言】

第二次現地派遣期間中までに実施したバリューチェーン分析結果を通じ、JICA として中・長期的に実施・実現することが妥当と考えるバリューチェーン強化策について、関係機関と共に取りまとめる。

④ 【上記③の実現に必要なドナー連携調整】

他ドナー協力プログラムや資金と連携すべく、上記③にて策定される政策提言について関係機関等へ共有を図り、具体的連携に向けた個別協議を C/P 機関およびボリビア事務所と共に行う。

⑤【関連する JICA 事業への協力】

サンタクルス県に対する JICA 事業の一体的展開に資する取り組みを推進する。具体的には、日系社会との互恵的關係に基づくバリューチェーン（生産・加工・流通）強化に係る案件形成、実施、フォローアップの効果的实施を支援する。特に、民間連携推進に資する取り組みを推進する。

⑥【第三次現地業務結果報告・連絡等】

（ア）第三次現地派遣終了に際し、第三次現地業務結果報告書（西文）を作成し、C/P 機関及びボリビア事務所に提出し、報告・説明する。

（イ）C/P 機関及び JICA ボリビア事務所と国内作業期間中の活動及び次回派遣についての打ち合わせを行う。

(7)第三次国内作業期間（2017年6月上旬～2017年8月中旬）

①第三次現地業務結果報告書（和文）を作成し、JICA 本部中南米部南米課、農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チームへ第三次現地派遣期間の業務進捗状況について報告を行うとともに、第四次現地派遣期間の活動内容について説明を行う。

② 要すれば、第三次現地派遣期間までにまとめた政策提言案に基づき、これまでに発掘した日本企業や自治体へブリーフィングを行う。面談録については速やかに JICA 農村開発部及びボリビア事務所へ共有する。

(8)第四次現地派遣期間（2017年8月下旬～2017年12月上旬）

①【第四次現地業務ワークプランの作成・協議】

第四次現地業務開始時に JICA ボリビア事務所及び C/P 機関へ当該現地業務期間の活動内容について説明を行う。

②【現地業務費の積算・受け取り・支出及び精算】

ボリビア事務所長により承認された 2017 年度年間活動計画に基づき、臨時会計役として現地業務費の受け取り、支出、精算を「善良な管理者の注意義務」をもって執り行う。

③【バリューチェーン分析結果に基づく中・長期でのバリューチェーン強化策に関する政策提言】

第三次現地派遣期間中までに取りまとめたバリューチェーン強化策について、実現に向けて具体的な連携機関との調整を進め、精緻化を図る。最終的に整理された政策提言については、公開セミナー等を活用し、国内外へ発信する。

④ 【第四次現地業務結果報告・連絡等】

第四次現地派遣終了に際し、第四次現地業務結果報告書(西文)を作成し、C/P 機関及びボリビア事務所に提出し、報告・説明する。

(9) 帰国後整理期間 (2017 年 12 月 中旬)

専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA 本部中南米部南米課、農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チームへ提出、報告・説明を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3)専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン

和文・西文 4 部:

JICA 本部中南米部 南米課、JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム、JICA ボリビア事務所、C/P 機関

(2) 現地業務結果報告書(各派遣終了時)

和文・西文 4 部:

JICA 本部中南米部 南米課、JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム、JICA ボリビア事務所、C/P 機関

(3) 専門家業務完了報告書

和文 3 部:

JICA 本部中南米部 南米課、JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム、JICA ボリビア事務所

また、現地派遣期間中の業務従事月報を作成し、JICA 農村開発部に提出する。なお、上記 成果品の体裁は簡易製本とし、電子データもあわせて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含まれます(見積書に計上して下さい)。
航空経路は、東京(成田・羽田)発ラパス着往復とし、最も効率的、経済的な経路を選択してください。

(2) 臨時会計役の委嘱

現地業務の実施に必要な経費であって契約金額に含まれていない車輛借上げ料や現地活動費等の一般業務費のうち、JICA ボリビア事務所が必要と認める概算経費については、JICA ボリビア事務所より 業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。当該経費は契約には含まませんので、見積書への記載は不要です。

臨時会計役とは、会計役としての職務(現地業務費の受け取り、支出、精算)を必要な期間に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程/執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2016年1月中旬～5月下旬(第一次)、2016年8月上旬～11月下旬(第二次)、2017年2月中旬～6月中旬(第三次)、2017年8月下旬～12月上旬(第四次)を予定していますが、派遣時期についてはある程度の日程調整は可能です。業務内容及び業務工程を考慮の上、派遣回数4回を上限にプロポーザルにて提案してください。

② 現地での業務体制

本業務従事者が単独で行います。なお、本業務に係る情報収集・分析、調査実施、調整等を補佐するローカルコンサルタントをJICA ボリビア事務所が備上予定です。

③ 便宜供与内容

JICA ボリビア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎 なし

イ) 宿舎手配 なし

ウ) 車両借上げ なし

エ) 通訳備上 なし

オ) 現地日程のアレンジ ボリビア事務所が必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供 サンタクルス県庁内の執務スペースが提供されます(プリンター、金庫、電話、インターネット整備予定)。

(2) 参考資料

① 本件に係る資料は、JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム(03-5226-8419)にて配布可能です。

(3) プレゼンテーションの実施評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

①実施時期:12月14日(月)予定(詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

②実施場所:独立行政法人国際協力機構内会議室(当日機構へ来訪できない場合、テレビ会議システムの利用を認める場合がありますので、調達部までお問い合わせください。)

③実施方法:

- ・一人当たり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分を想定。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」の説明を行う。
- ・業務従事予定者以外の出席は認めません。

(4) その他

①プロポーザルの「業務実施の基本方針」において、有望製品の特定及びバリューチェーン分析をどのようなアプローチ・方策で行うか、具体的なアイデアを提案すること。

②業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

③現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ボリビア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

④本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上